平成２４年（フ）第１９号
福岡県嘉麻市大隈179番地２、前住所福岡県嘉麻市大隈１番地４
債務者　梶原　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
福井県敦賀市平和町１番22―503号
債務者　中出　邦博
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８１７０号
大阪府東大阪市花園東町２丁目６番33号　パインビレッジ309号
債務者　大谷　孝雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０４号
大阪市天王寺区東高津町６番９号　ライラック上本町502号
債務者　玉山　信明
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６号
大阪府吹田市山手町３丁目27番11号
債務者　吉成佐和子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８号
大阪府東大阪市東石切町５丁目４番39号　ラフォーレ東石切101号
債務者　北尾真奈美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１７号
大阪府守口市大日東町28番30―207号
債務者　菱池　良憲
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１８号
大阪府守口市大日東町28番30―207号
債務者　菱池　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２７号
大阪府池田市旭丘２丁目９番２号
債務者　沖　　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３２号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12棟1004号、住民票上の住所大阪市城東区今福西２丁目８番４号
債務者　坂西　和博
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７４号
大阪市浪速区桜川４丁目６番６―101号、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東２丁目12番12号
債務者　萬里川亜希子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４４号
大阪市城東区成育１丁目８番23号　Ｆｌｏｗｅｒｓ花403
債務者　佐古めぐみ
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４８号
大阪市天王寺区城南寺町８番30号　大善寺ビル403号
債務者　山本　晋治
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６６号
大阪府茨木市東奈良１丁目２番９―205号
債務者　今井　眞弓
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７０号
大阪府寝屋川市池田中町３番45号
債務者　楠田有寿沙
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８６号
大阪市生野区生野東２丁目10番28号
債務者　箕山友子こと　高　　鳳連
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９５号
大阪府門真市朝日町21番２―305号
債務者　奥村　章次
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部